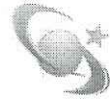


求人を募集される各社様



人材紹介に関する返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により無期雇用で就職したものが入社後 6 ヶ月以内に事業主都合による解雇（本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇）以外の理由により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- | | |
|----------------------------------|-----|
| (1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 80% |
| (2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 50% |
| (3) 入社後 3 ヶ月超 6 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 10% |

なお、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就職中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。